

経済建設文教常任委員会会議録

<目 次>

経済建設文教常任委員会会議録	1
【開会】	3
【議案第 11 号】 令和元年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号） ...	3
【議案第 12 号】 ハッピーハイランド矢板排水処理施設整備基金条例の制定について	4
【議案第 14 号】 ハッピーハイランド矢板排水処理施設条例の制定について	4
【議案第 13 号】 矢板市空家等審議会条例の制定について	5
【議案第 21 号】 矢板市特別会計条例の一部改正について	6
【議案第 24 号】 矢板市営住宅条例の一部改正について	6
【議案第 25 号】 公共下水道事業等の公営企業会計移行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について	7
【議案第 29 号】 市道路線の変更について	7
【委員長報告】	8
【閉会】	8

1 日 時

令和 2 年 3 月 5 日（木）午前 9 時 5 5 分～午前 1 0 時 3 0 分

2 場 所

第 2 委員会室

3 出席委員（8 名）

委員長 藤田 欽哉

副委員長 高瀬 由子

委員 掛下 法示、佐貫 薫、関 由紀夫、

小林 勇治、宮本 妙子、今井 勝巳

4 欠席委員

なし

5 説明員（18名）

(1) 建設課（3人）

- ①建設課長 津久井 保
- ②維持担当 齋藤 努
- ③管理住宅担当 村本 和繁

(2) 都市整備課（2人）

- ①都市整備課長 柳田 豊
- ②都市計画担当 手塚 宏子

(3) 農林課（2人）

- ①農林課長 和田 理男
- ②地籍調査班長 黒田 禎

(4) 商工観光課（1人）

- ①商工観光課長 村上 治良

(5) 教育総務課（1人）

- ①教育総務課長 小瀧 新平

(6) 生涯学習課（4人）

- ①生涯学習課長 山口 武
- ②スポーツ推進班長 星 哲也
- ③矢板公民館長 阿久津 功
- ④片岡公民館長 塚原 明

(7) 農業委員会事務局（1人）

- ①事務局長 大谷津 敏美智

(8) 水道課（1人）

- ①水道課長 河野 和博

(9) 下水道課（3人）

- ①下水道課長 齋藤 正樹
- ②業務管理担当 吉永 哲也
- ③施設担当 関谷 一男

6 欠席説明員

なし

7 担当書記

高瀬 稔子

8 付議事件

【議案第11号】 令和元年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

【議案第12号】 ハッピーハイランド矢板排水処理施設整備基金条例の制定について

【議案第13号】 矢板市空家等審議会条例の制定について

【議案第14号】 ハッピーハイランド矢板排水処理施設条例の制定について

【議案第21号】 矢板市特別会計条例の一部改正について

【議案第24号】 矢板市営住宅条例の一部改正について

【議案第25号】 公共下水道事業等の公営企業会計移行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について

【議案第29号】 市道路線の変更について

9 会議の経過及び結果 付議事件

【開会】

○委員長（藤田欽哉） ただいま出席している委員は8名で、定足数に達しているの
で、会議は、成立している。ただいまから、経済建設文教常任委員会を開会する。
(9:55)

○委員長 これより議事に入る。本委員会に付託された案件は、

【議案第11号】 令和元年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

【議案第12号】 ハッピーハイランド矢板排水処理施設整備基金条例の制定に
ついて

【議案第13号】 矢板市空家等審議会条例の制定について

【議案第14号】 ハッピーハイランド矢板排水処理施設条例の制定について

【議案第21号】 矢板市特別会計条例の一部改正について

【議案第24号】 矢板市営住宅条例の一部改正について

【議案第25号】 公共下水道事業等の公営企業会計移行に伴う関係条例の整備に
関する条例の一部改正について

【議案第29号】 市道路線の変更について

の8件である。

【議案第11号】 令和元年度矢板市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○委員長 はじめに、「議案第11号 令和元年度矢板市公共下水道事業特別会計補正
予算（第3号）」を議題とする。提案者の説明を求める。

○下水道課長（斎藤正樹）

（「令和元年度矢板市補正予算書」13頁を朗読、詳細について「令和元年度予算に
関する説明書」26頁から29頁により説明。）

今回の改正は、申請していた国庫補助が、国の予算の関係から満額つかなかった
ことによるもの。

〈歳入〉 国庫補助金 240万円の減。補助率50%。

下水道企業債 国庫補助減額によりそれに伴う起債の減額。

〈歳出〉 国庫補助金の減額により、委託料、工事請負費を減額するもの。

○委員長 これより議案第11号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論
はないか。

(討論なし)

○なければ議案に対する討論はこれで終了する。これより採決する。議案第 11 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 11 号は、原案のとおり可決された。

【議案第 12 号】 ハッピーハイランド矢板排水処理施設整備基金条例の制定について

【議案第 14 号】 ハッピーハイランド矢板排水処理施設条例の制定について

○委員長 次に「議案第 12 号 ハッピーハイランド矢板排水処理施設整備基金条例の制定について」及び「議案第 14 号 ハッピーハイランド矢板排水処理施設条例の制定について」を一括議題とする。提案者の説明を求める。

○下水道課長

(「議案書」 5 頁及び 1 2 頁を朗読。 6 頁及び 7 頁、 1 3 頁から 1 8 頁を条文朗読を省略し、詳細について説明。)

今回の改正は、ハッピーハイランド矢板排水処理施設を令和 2 年 4 月から市の施設として管理運営することに伴い、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

当該案件については、長年協議した結果である。

受け入れ等について H29. 2. 26、H30. 2. 15 の議員会、H30. 11. 20 議員会において長期収支計画を説明した。H31. 2. 13 全員協議会で移管に関する協定について説明、それをもって 2. 21 協定を結び、詳細について地元と調整して本日に至っている。

○委員長 これより議案第 12 号及び議案第 14 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○宮本委員 使用料の減免について漏水という説明であったが、市に提出する書類などは、どのようになっているのか。

○下水道課長 水道から漏れたものは、上下水道料ともに減額する。市の公認店で修理し、本人から申請してもらい、水量は一般的な使用量から突出した部分の半分について減額することになる。

○宮本委員 期限はあるのか。

○下水道課長 期限はないが、なるべく早くということである。

○今井委員 令和 2 年度から(下水道など)企業会計に移行していく一方で、ハッピーについてはずっと特別会計ということなのか、それとも企業会計にということなのか。今後のスケジュールは。

○下水道課長 国からのお願いということで、できるだけ企業会計に移行するようにとのことである。5 年後くらいまでに移行ということで、命令ではないが通知がき

ている。

○今井委員 特別会計は、2、3年で企業会計ということか。

○下水道課長 国の期限までには企業会計にと考えている。

○委員長 ほかにあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ議案に対する討論はこれで終了する。これより採決する。議案第12号及び議案第14号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第12号及び議案第14号は、原案のとおり可決された。

【議案第13号】 矢板市空家等審議会条例の制定について

○委員長 次に「議案第13号 矢板市空家等審議会条例の制定について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○都市整備課長(柳田豊)

(「議案書」8頁を朗読。9頁から11頁を条文朗読を省略し、詳細について説明。)

空家等審議会は、本市における空家等対策の総合的かつ計画的な推進を図るためH30.8に設置され、H31.3矢板市空家等対策計画策定までの3回、そして今年1月に1回の計4回の会議が開催され、計画案検討のほか、実施体制、空き家の利活用や除却等各施策の検証や検討を行ってきた。今後、特定空き家等を認定し、空家特措法に基づく措置を行うにあたり、審議内容も個人の財産権の制限等に関わるものとなっていくため、また、審議会運営の円滑化を図るためにも審議会については、今までの要綱による設置から条例を根拠としたものに変更するもの。令和2年4月1日施行。

○委員長 これより議案第13号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第13号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 13 号は、原案のとおり可決された。

【議案第 21 号】 矢板市特別会計条例の一部改正について

○委員長 次に「議案第 21 号 矢板市特別会計条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○下水道課長

(「議案書」31 頁及び 32 頁を朗読。)

ハッピーハイランド矢板排水処理事業特別会計を設置すること及び公共下水道等が地方公営企業法適用により公営企業会計へ移行することに伴い、所要の整備を行うもの。

○委員長 これより議案第 21 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第 21 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 21 号は、原案のとおり可決された。

【議案第 24 号】 矢板市営住宅条例の一部改正について

○委員長 次に「議案第 24 号 矢板市営住宅条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○建設課長(津久井保)

(「議案書」51 頁及び 52 頁を朗読。)

今回の改正は、市営住宅の明渡し請求時に発生する損害賠償金の利息率を規定するもの。現在は、民法第 404 条の規定により年 5 分の利率により利息を取ることになっているが、民法の一部で第 404 条が大幅に改正され、4 月 1 日の執行時には年率 3 分とするが、その後変動制を導入することになっており、3 年を一期として見直しを実施するという事になったため、「民法第 404 条に定める法定利率」とする。

○委員長 これより議案第 24 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑・討論終結)

○委員長 なければ議案に対する質疑・討論はこれで終了する。これより採決する。
議案第 24 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 24 号は、原案のとおり可決された。

【議案第 25 号】 公共下水道事業等の公営企業会計移行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について

○委員長 次に「議案第 25 号 公共下水道事業等の公営企業会計移行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○下水道課長

(「議案書」53頁を朗読。54頁及び55頁を条文朗読を省略し、詳細について説明。)

令和2年4月から公共下水道事業等が地方公営企業法適用により公営企業会計へ移行すること、また、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行うもの。

地方公営企業法適用するにあたり「市長」を「管理者」に改めることで、地方公営企業法第10条では「管理者は、管理規定を制定することができる。」とあり、管理者は「規則」を定めることができないことになるため、「規程」に改める。

○委員長 これより議案第 25 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑・討論終結)

○委員長 なければ議案に対する質疑・討論はこれで終了する。これより採決する。
議案第 25 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 25 号は、原案のとおり可決された。

【議案第 29 号】 市道路線の変更について

○委員長 次に「議案第 29 号 市道路線の変更について」を議題とする。提案者の説明を求める。

○建設課長

(「議案書」60頁を朗読、詳細について説明。)

J R 片岡駅東口駅前広場整備事業の完成に伴い、歩行者専用道としている乙畑片

岡 3 9 号歩行者道を駅前広場を含めて市道路線を変更するもの。従来通り東西自由通路は歩行者専用とするが、駅前広場は自動車通行可能な一般道として認定するもの。

○委員長 これより議案第 29 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

(質疑・討論終結)

○委員長 なければ議案に対する質疑・討論はこれで終了する。これより採決する。議案第 29 号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第 29 号は、原案のとおり可決された。

【委員長報告】

○委員長 以上で本委員会に審査を付託された案件の審査はすべて終了したが、委員長報告については私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは私に一任願う。

【閉会】

○委員長 以上で経済建設文教常任委員会を閉会する。 (10 : 30)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

経済建設文教常任委員会委員長